

平成28年第3回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成28年4月12日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	4月12日午後2時4分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（教育委員会総務課長） 理事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 監 査 委 員 事 務 局 長 住 民 生 活 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 岡 田 守 男 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 山 口 繁 雄 森 田 弘 行 大 辻 孝 司
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任	上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町固定資産評価審査委員会条例の一 部を改正する条例の一部を改正する条例に	

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>について)</p> <p>承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例等の一部を改正する条例に ついて)</p> <p>承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度平群町一般会計補正予算 (第6号)について)</p> <p>承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度平群町一般会計予算につい て)</p> <p>議案第29号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の 一部を改正する条例について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 井戸太郎 4番 森田勝</p>

平成 2 8 年 第 3 回 (4 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

平成 2 8 年 4 月 1 2 日 (火)
午後 2 時 開 議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 5 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 日程第 6 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号)
について) |
| 日程第 7 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 8 年度平群町一般会計予算について) |
| 日程第 8 | 議案第 2 9 号 | 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改
正する条例について |

開 会 (午後 2時04分)

○議 長

改めまして、皆さん、こんにちは。

副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長

ただいま議長の許可をいただきましたので、平成28年4月1日付の人事異動によりまして、異動及び新たに出席することとなりました課長級の職員につきまして御紹介させていただきます。

まず、前列向かって左側でございます。理事、岡田守男。前列向かって右側でございます。都市建設課長、寺口嘉彦。都市建設課参事、大辻孝司。観光産業課長、西岡勝三。後列向かって左側でございます。住民生活課長、中村九啓。住民生活課参事、森田弘行。福祉課長、今田良弘。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議 長

参事については退席をいたしますので。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第3回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、こんにちは。本日、第3回町議会臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、専決処分の承認案件が4件、条例の改正議案が1件、計5件の審議をお願いしております。いずれも慎重審議いただきまして、承認、可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により3番、井戸君、4番、森田君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。はい、副町長。

○副町長

それでは、私のほうから平成27年度の予備費充用につきまして御報告させていただきます。全体で2件でございます。

まず、平成28年3月10日付で、支給者の増加に伴い、未熟児養育医療費といたしまして、衛生費、保健衛生費、母子保健事業費に11万5,000円を充用させていただきました。続きますして、平成28年3月30日付で、ふるさと納税額の増加に伴うふるさと基金積立額といたしまして、総務費、総務管理費、財政調整基金費に82万円を充用させていただきました。以上2件、合計いたしまして93万5,000円を予備費から充用させていただきました。なお、予備費予算の残額は1,170万7,000円となり、平成27年度当初予算額1,625万8,000円に対する執行率は28%となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第2号については原案どおり承認することに決定しました。

続きまして

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町税条例等の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第3号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

いつもなら5月の臨時議会でするところを早々ということ、毎年、地方税法の改正に合わせて町税条例の改正も行われるわけですけれども、今の説明聞いてですね、基本的に再生可能エネルギーにということなんですが、なかなか議案とそれから説明資料をつけていただいているんですが、わかりにくいのでね、ちょっともう少し掘り下げて聞きたいんですが、再生可能エネルギーについては、主に平群町では太陽光発電設備が中心になると思うんですが、この間既に3分の2の軽減措置も、対象はちょっと若干変わったみたいですが、行われてるということ、その実績についてですね、27年度課税だから26年ですか、27年度分が28年、ことし課税ですね、この4月に納付書が送られるということだと思んですが、それがどうなっているのかということ。

それからあと、風力、水力、地熱、バイオマス、平群町にその対応施設があるのかどうか。既に課税してるのかどうか。

それからもう1点は償却資産、対象があれば当然その分、収入が町としては減るわけですから、その分の補填はどういう形で行われるのか、その3点についていかがでしょうか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

それでは、山口議員の質問にお答えいたします。

太陽光の実績ということなんですけども、まず平成27年度、これは課税分ですけども、新規で5件を課税をしております。税額として32万3,800円になっております。平成28年度で9件、これは継続5件分と新規4件分ということで、税額として138万3,600円ということになってます。平成27年度中に1件、大きな300キロワットの設備を備えた施設が設置されましたので、これがちょっと大きくなっております。

次に、水力、地熱、バイオマス発電等については、平群町では該当施設はございません。

それと、税の減額された分については、交付税なんですけども、基準財政収入額に算入されませんので、その分は交付税のほうで措置されるということになっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、太陽光だけっていうことで。今新築の個人住宅には相当、屋根そのものが太陽光パネルになってる家も大分ふえてきたと思うんですがね。さっきの説明では基準とかがなかったんですが、償却資産ということなんで、当然普通であれば、課税の対象にはならないと思うんですが、その辺の基準についてはどうなってるんですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

まず、屋根に一体になってる太陽光なんですけども、これについては太陽光パネル等については、家として評価されてます。ただ、架台に載せて屋根に設置されてるものや、家屋以外に設置されてるものについては、発電出力が10キロワット以上のものについては償却資産の対象になるということでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。森田君。

○4 番

千光寺で水力発電の小規模のやつをつくと予算計上されてたんですけども、それはその後いかがなっておるんでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

千光寺のほうの水力発電なんですけども、今のところちょっと事業のほうはできておりません。

○議 長

森田君。

○4 番

できてないのはわかるんですけど、予算措置されてたと思うんですよね。で

きてないのはわかるんですけども、その理由がどのようになっているのか。小規模ですね、ほとんど発電力少ないというふうに私は理解してたんですけども。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません、今手持ち資料がございませんので、後ほどまた報告させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、承認第3号については原案どおり承認することに決定しました。

続きまして

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度平群町一般会計補正予算(第6号)

について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

平成27年度一般会計の補正予算ですが、国の27年度補正予算であります、今御説明ありましたが、地域子供の未来応援交付金を活用していただいて、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の補助採択を受けられて、973万6,000円の予算措置をされたものでございます。国のほうでは、御存じのように平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行をいたしました。現在、政府においてこの事業目的にも書かれておりますが、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、子育てが困難な状況にある御家庭や子ども等への配慮、対策等の強化を進めるために、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等に国を挙げて手厚い支援を進めておりますが、今回の交付金、子どもの貧困解消に向けて内閣府が初めて自治体向けに設けられたものでございます。

平群町におきましては、子育て支援センターにおいても新年度で3年目になるとお聞きをいたしておりますが、不登校児童の学習支援にも取り組んでいただいております。今回の予算計上でこの交付金を活用されるということは高く評価したいんですが、今回ここにも書かれてますように、実態調査、また支援ニーズ、また協議会等を設置して検証していくということではありますが、もう少し連携した全体的な御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいま御質問のありました新たな国の制度でございます。この国の制度は、内閣府が平成27年度の補正予算に、地域子供の未来応援交付金を計上され、子供の未来応援地域ネットワーク形成事業を実施することになった新規事業でございます。平成28年2月9日付で通達があったところでございます。

この事業でございますが、先ほど御説明ありましたが、子育てが困難な状況にある家族、子どもへの対策、経済的に厳しい状況にある家庭、子どもに対する学習支援や居場所づくりを自治体の実情を踏まえて施策を実施すると。本町では、議員も御指摘ありましたように2年前より不登校児童・生徒に対して、子育て支援センターを拠点に、またことしの1月から旧西小学校の体育館2階を活用して学習支援を実施してきたところでございます。今回、国の新規メニ

ューを活用して、この不登校対策の充実に努めていくということです。

また、実態調査、それから支援体制の整備でございますが、不登校児童・生徒、就学援助対象者、ひとり親家庭、生活困窮者などの実態を把握して、生活支援、学習支援の整備計画を策定をしていきます。

また、コーディネーターの位置づけでございますが、策定した計画を踏まえて、子育て支援センターを核として整備を行っていきます。その中心になるコーディネーターは今現在、佐々木先生に担っていただいているところでございます。また、困難事例のアドバイザーとして専門的な見地から大学の協力も得て、月1回程度で平群町のほうに来ていただくというような計画もしております。それから、関係機関の情報共有と支援方策の検討を、仮称ですが、子どもの未来応援地域対策協議会を設置して、年2回程度ですが開催をしていきたいと考えております。不登校対策、それから居場所の確保、学習環境を整えて、その支援をしていくということでございます。

本町では、とりわけ不登校児童対策に支援をこれまで講じてきましたが、この国の補助金事業を活用して、より一層、不登校児童の支援充実、それからさまざまな問題を抱える子どもの家庭を支えていける体制づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。大変わかりやすい御説明をしていただいたと思いますが、今回2月9日の通達で、国に手を挙げていただいて、補助採択をされたことは本当に、先ほども申しましたが高く評価をしたいと思いますが、奈良県下ではこのような実態はお調べでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

奈良県下の実態でございますが、県で確認しているところでは、27年度で手を挙げたのは平群町だけということで聞いております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。国のほうからこういう通達が来ましても、本当に素早い対応をしなければならない中での、かち取っていただいて、私たち平群町

の子どもたちのための支援を充実してくださることは本当に評価したいと思います。

そしてですね、今、子どもの貧困対策に関連いたしまして、国のほうでもひとり親家庭や多子世帯、ここにも書かれておりますけれども、支援が大変大きく前進をいたします。私ども公明党のほうの主張も大変多く反映されておりますが、その中で何点か御確認させていただきたいことがあります。

具体的にはまず、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当ですね、第2子以降が本年8月から倍増されるとお聞きをいたしております。現在、児童扶養手当、第1子の支給額、月額最大で4万2,000円であるのに対して、第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円ずつしか加算されておりましたが、今回、政府は第2子を1万円、第3子以降を最大6,000円と倍増するという事になったそうであります。また、新たに低所得世帯の高校生ですね、これを対象とした返還不要の高校生等奨学給付金が非課税世帯の第1子が増額となり、新年度では年額で公立が5万9,500円、私学が6万7,200円と、高校のほうの低所得者対策にも大変大きな支援をしております。そしてここでなんですけれども、多子世帯やひとり親世帯の保育料の軽減が拡充されることになりました。年収約360万未満の世帯についてですが、保育所やこども園の保育料を1人目の子どもの年齢に関係なく、第2子を半額、第3子以降は無償となります。また、ひとり親世帯のうちの幼稚園について、年収約270万未満世帯は第1子、第2子とも、保育所と同様に保育料も無償であります。また、年収約360万未満世帯は、幼保ともに第1子を半額、第2子以降は無償ということが国のほうで決められました。

そこで、平群町の両こども園の保育料の軽減の拡充につきまして、国の対策に基づいてどのようなスケジュールを組まれているかをお尋ねしたいと思います。また、児童扶養手当や高校生等奨学給付金の拡充について、皆さんへの周知についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今御質問のありました多子世帯の保育料の軽減等々でございます。

これにつきましては、法律が政令ですね、子ども・子育て支援法の施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日付でなされております。ただ、まだ平群町には詳細が届いておらない状況です。また、奈良県へも確認いたしましたが、国のほうから詳細がまだ出てきていないというような状況でございます。町といたしましては、詳細がわかれば速やかに平成28年4月1日付の遡

及適用として条例改正を直近の議会に提案をさせていただきたいと思っております。可決を受けた後、広報等で住民に周知をしていくと、このように考えているところです。

それと、ひとり親世帯の軽減でございますが、これも平成28年4月1日付の遡及適用として、これも同じく議会に提案し、可決後、広報等で周知をしていくというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。貧困という言葉は大変使いにくいんですが、経済的に大変厳しい御家庭、またひとり親の御家庭にとりましては、この国の政策の実現ですね、大変大きな、子育て支援に大変助かりますので、どうか一日も早く、遡及適用をしていただくということですが、一応4月1日からですが、4月の保育料、末ですかね、納められたものはまた返還されるというふうに受けとめて、条例改正されましてきっちりなるまでは、また後から戻すという形と捉えさせていただいてよろしいのかということと、いち早くそういう関係の皆様にお知らせをしてあげていただきたいと思います。国のほうの報道ではなかなかそういうことが目に見えてこない部分がたくさんございますので、一日も早く周知をお願いしたいです。

また、児童扶養手当も高校奨学金の給付の件につきましても、これもやはりしっかりと周知をしていただきたいと思います。その周知方法はどのようにされるんでしょうか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

4月1日付で遡及適用となれば、当然、保育料の返還っていうことが出てきます。この返還の仕方につきましては今検討中ということで、できるだけ利用者様にわかりやすい形で返還なり相殺なりという形でやっていきたいと思っております。

それから児童手当の件でございますが、これにつきましては、現況届の案内も行っていきますので、6月広報で同時に周知していきたいと、このように考えております。

○議長

窪君。

○10番

児童手当ではなく児童扶養手当でございますので、ひとり親家庭の分でございますので、丁寧な周知をよろしくお願ひしたいと思います。こうやって予算を計上、本当に県下ではどこもない交付金をかち取っていただきまして、それを活用して、平群の子どもたちが家庭の経済事情に左右されないで、安心して学び、夢を実現するためのまちづくりに、国としっかりと連携をしていただき、さらなる取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

○議長

森田君。

○4番

今ですね、この事業をですね、27年度単年度の単発事業なのか、継続するのですね。こういうもの、継続しないと意味がないわけですね。以前あった婚活のことも含めてですね。これはどういうふうな、国のほうから方針が出てくるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

子どもの貧困対策に関する補助メニューでございます。27年度の補正で翌年度に繰り越してすると。28年度以降も国は予算措置をしております。町としましても、できるだけこういった制度を活用しながら、子ども・子育てのために活用して、そして特に貧困、それから平群町では不登校対策等々ございます。そういったものに活用してまいりたいと考えております。

○議長

森田君。

○4番

継続はいいんですけどね、これ町単費が四百万何がしか使うわけなんですね。補助が100%じゃないわけですよ。これをやることによって、町単費が四百何十万が出ていくわけですよ。その辺のこともですね、補助メニューがつくから言うて、ほかの市町村はやってないわけでしょう。理由があるわけじゃないですか。今回やらない理由があるわけだと私は思うんですよ。その辺のことは情報として入手されてますでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ほかの市町村の情報っていうのは、県に確認したところ、どの市町村も奈良県下、手を挙げていないっていうことでございます。

平群町につきましては、不登校対策として学習支援を2年前からやってまいりました。その行ってきた費用っていうのは、この説明資料にございますように一般財源426万8,000円、ほぼこれに近い金額が今までも支出をしておりました。この事業をすることによって、一般財源の持ち出しが確かに出てますが、これはこの事業をしなくても、町としては子育て対策として不登校対策として実施する費用として経費を計上してきたところでございます。

○議長

森田君。

○4番

一度ですね、補助金メニューを申請しなかった市町村の、機会あればお尋ねいただきたいと思うんです。何か理由が当然あると思うんですね。おいしい補助金事業であれば、多くの自治体が手を挙げるわけなんですよね。その辺のことを情報を入手していただきたいということと、今、不登校対策の実情、実態はどのようになっているんですか。3小学校と中学、それ以外あれば、わかれば。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

27年度実績でございます。不登校対策としまして、9名の子どもさんの対応をしているところです。内訳といたしましては、中学生が5名、小学生が3名、高校生が1名ということでございます。

○議長

ほかにはございませんか。井戸君。

○3番

まず確認なんですけれども、この事業の目的等で、経済的に厳しい状況に置かれたっていう方ね、すごく大きく書かれてまして、この三つ目の事業、先行的なモデル事業も、貧困が引き起こすっていうのをよく書かれてるんですけども、実際、貧困が引き起こすっていうのは、今先ほどの小学生が3人、中学生が5人ですか、高校が1。

「不登校」の声あり

○3番

わかっています。実際、このうち貧困、助けられるというのは3名に当たるんですかね、小学生だけですよね、たしか。その方が実際貧困でどれぐらいなのかっていうのが知りたいのと、私が知る限りでは、貧困以外、例えばいじめで

あったり病気であったりとか、そういう理由で休みがちなり不登校になるというパターンが多くあると思うんですけども、その子どもたちもこの支援センターできっちり補助といいますか、援助していただけるのか、その2点お願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今申しました9名の方が貧困であるかどうかというのは、その不登校の要因というのは貧困ではない。むしろ議員おっしゃったようなほかの要因があるってことです。今まで子育て支援センターでは、そういったいろんなお子さん、それから親御さんのほうからの相談等々も受けてきて対応してきたところですよ。やっぱり学校へは行くことができなかったが、子育て支援センターで毎日来るようになって、いずれはまた学校へも復帰できると。現実にはそういった児童もいらっしゃいます。子育て支援センターは、そういった単に困窮かどうかじゃなくて、その家庭のさまざまな悩み、相談をどのように解決していくか、それから学習支援をどのようにしていくかということをやってきました。また今後こういったことを充実していかなければいけない。

それから、貧困という言葉が出てきておりますが、この貧困につきましては実態調査をやっていきます。就学援助対象、それからひとり親であったり生活困窮者等々、これを実態把握をして、その件については協議会でどうしていくかというふうに検討してまいります。子育て支援センターでは、今平群町の一番課題になっているのが不登校の児童・生徒に対してどのような支援をしていくかということですので、そこを重点的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長

井戸君。

○3番

ということは、貧困以外の子どもたちもきっちり救っていただくということですね。わかりました。

今ちょっとね、いろいろ出てきて、協議会っていう話も出てくるんですけど、これ協議会を一々つくる必要があるのかっていうのは、やっぱり私も前から無駄な協議会をつくってほしくないと言うてる手前、聞きたいんですけども、例えばですけど、専門的なコーディネーター、相談員の方も3人雇われて、不登校の相談員の方も3人雇われるんですよ。こんだけの方がおられれば、それも専門的な知識を持ってられる方、教員免許を持ってられる方がなると聞い

てます。その上で、あえてコンサルの料金、事業委託料300万円を使って協議会までつくるということですが、一体どう、ニーズを把握と言うても、ある程度、準要保護、要保護で保護もしてますし、これはどういうことなのか、策定、何かまたコンサルにお金を取られて終わりというのがすごい心配なんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

先ほどから言ってますように、一つは実態把握をして、その上で必要な支援体制の整備計画を立てていくと。これは計画として、町の子供の未来の応援というところの補助金を活用してやっていくということでございます。それと、その体制整備の中で協議会を立ち上げていくということです。これは例えば虐待関係でしたら、要保護児童対策地域協議会というのがございます。これも定期的に開催をしているんですが、これとは別にですね、やはり新たに、先ほどから言ってますように、平群町の不登校対策をどのようにしていくのかと、それから貧困の子どもさんをどのように支援していくのかと、そういったところをまた別の角度から協議していく。それも教育関係、それから福祉関係、それから保健関係等々いろんなところから入っていただいて、そういったところを平群町に合った体制づくりというのを協議していくと、そういうことでこの協議会を立ち上げていきたいというふうに考えているところです。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっとね、わかりづらい。何か無理やり当てはめたような感があるんですけども。実際、実態調査や分析って言いますが、担任の先生、全部知ってると思います。担任の先生だったり生徒指導の先生であれば、その家が貧困かどうかも含めてある程度把握してると思うんで、本当にすごい、4分の3の補助が出てるっていう部分がありますけどね、この300万、町の負担分も4分の1ありますから、やはりそういう意味ではちょっとこれ心配、そうですね、心配っていうのが一番強い部分がありますね、協議会がどうなっていくのか。協議会のメンバーはどういうふうな構成を考えておられるのか、もし既にわかっておられるなら、お願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今のところですね、はっきり構成メンバーを決めてはいません。ただ、要対協等々、いろんなメンバーの方もいますが、そういった方もダブってくるかもわかりません。今きちっとここで申し上げるところまでは人選をしていないところでございます。

○議長

井戸君。

○3番

協議会立ち上げるって決まってる以上、そうするわけですが、本当に人選っていう意味でもね、コーディネーターだけの会議のほうが濃いかね、そんなふうにならないように、きちんとした重要になるような協議会にしていきたい、そういう人選にしていきたいと思います。

ちょっとコストの問題に移りますけども、実質3人、4人助ける形になるんですけども、総額1,000万程度の、今平群の財政では1,000万弱ですか、厳しい大きな数字だと思うんですね。補助採択されたとはいえ、持ち出しが400万、500万近くのお金になるわけですが、ここで今先ほどの森田議員からの質問から、実質今まで支払っていたので、平群の持ち出しはそんなに変わらないということなんですけれども、ちょっとここを見ただけではよくわからないので、何点か確認したいのは、コーディネーター、相談員と不登校児童指導員、これ合わせて450万ですけども、28年度予算で400万程度のお金が上がってたはず、それがなくなるという形で安くなると見ていいのかという点が1点と、学習支援場所修繕費、トイレ改修など書いてます。これで平群が本来しなくちゃいけないトイレ改修、これ西小の体育館だと思うんですけども、その小学校の体育館トイレ改修分、お金が浮くわけですよ。そういうふうに考えた場合で、持ち出しっていうのはトータルもゼロと考えてよろしいのかという2点と、その辺お願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、井戸議員おっしゃっていただいたように、説明資料の事業別内容の(2)の①で、コーディネーター(相談員)、常勤パート賃金241万8,000円、それから裏面の(3)の①不登校児童指導員3名、常勤パート賃金207万円、これは当然必要経費として、不登校児童対応として本来計上すべき予算でございます。あわせて④の学習支援場所の修繕、今言っていただいたように西小体育館の改修費用ということで、これも当然必要になってくる経費ということでございます。

ですから、一般財源として総事業費のうち426万8,000円ですが、補助金がついてるということで、一般財源の持ち出しは、本来であればこの426万8,000円よりももう少し上回っていたと、こういったことでございます。

○議長

井戸君。

○3番

上回るということは、かなり結果的にいいという、それなら私も納得がいくんですけれども。

最後、ちょっと教育上の観点から2点。平群西というかなり遠いところ、遠いというかね、今までの子育て支援センターの平群の中心部から遠いところに行くわけですけれども、これを完全隔離するような形になりかねないんですけども、これで教育上問題はないのかっていう点ですね。今、障がい者、障がいを持った子どもさんなんかでも、できる限り普通教室で過ごそうとかいうふうにして、できる限り同じ授業を受けさせようという、どっちかというとなりバリアフリーといいますか、気持ち的なバリアフリーを含めてやってると思うんですけども、今、子育て支援センターから西小学校体育館2階ですよ、そこまで遠いところまで行ってしまうと、違うならごめんなさい、間違ってたならごめんなさいですけども、ちょっと離れてる。これ車代が計上されてるんで、車で移動する形になると思うんですけども、そうなった場合、かなりイメージ的に隔離されてるんじゃないかというね、隔離と、ちょっと言い方は語弊ですけども、離れちゃう、お友達と離れちゃうというイメージがあるんですけど、この辺は教育上の観点から大丈夫なのかっていうのが1点と、あとクーラーが設置されるわけですけども、教える側としてはすごいありがたいわけですが、一般生徒の中学校、小学校は平群小学校しかクーラーがない状況の中で、不登校の子だけがクーラーがあるっていう状況になった場合の公平性ですね、この辺はすごく難しいところなんですけども、この辺、町はどうお考えなのか、この2点、よろしくをお願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、不登校の子どもさんの支援ということで、子育て支援センターとそれから西小学校の体育館、この2カ所でやっているということです。子育て支援センターでは主に中学生、それから西小のほうでは小学校のお子さんというような、そういった形でやっております。ただ、その西小学校っていうのは広い体

育館もございます、グラウンドもございます。そういったところで子どもが伸び伸びできると。特にですね、不登校になった原因というのもいろいろあるんですが、小学校へ行けないということで、別の場所でしたら、そこで子どもさんの中でですね、不登校で集まっているお子さんの中で、また楽しく過ごしているという、そういった状況もございます。中学生についても、中学校が近いってということもありますし、中学校の先生がたびたび顔をのぞいているという、そういった状況もあります。ただ、中学生も必要に応じて西小の体育館を利用したりですね、それからグラウンドを利用したりということで、どちらもですね、子育て支援センター、それから西小の体育館を利用しながらですね、うまく今は学習支援に活用しているのかなというふうに考えております。

それと、クーラーの件でございますが、クーラーは、議員先ほどおっしゃったように不公平性っていうことをおっしゃいましたけども、何せ体育館の中にある部屋でございます。それも2階ですんで、夏場ですね、もうその場にいるような状況にないと。やっぱり一定学習支援をするっていうことを考えますと、クーラーっていうのは必需品というふうに考えているところです。

○議長

山口君。

○7番

子どもの貧困が社会的問題になってるっていうことでね、その中でこういう事業をされるのは悪いことではないと思うんですが、しかし、そもそもなぜそうなったかっていうのもね、本来、平群町が考えることじゃないでしょうけども、当然、政府はそういうことを考えてやらなあかんの、非正規雇用ばかりふやしてですね、そういう経済対策にまず問題があるっていうことを認めた上で、本来やるべきだというふうに私は思いますので、そのことだけはまず意見として申し上げてですね。

実態調査するということなんですけどね、さっき井戸議員からも質問出てましたけども、当然コンサルのほうでお願いするんだと思うんですけどもね、特に今、子どもの貧困の問題、これは貧困だけじゃなくてほかのことも、要するに子育て支援ですから、子どもの未来応援ですから、それに対するどういうニーズがあるとかいうのを全て網羅されると思うんですが、これはいつからいつまでやるのか。その前に、何で27年度補正なのか、新年度ではだめだったのはなぜかという説明はまず最初にしてくださいね。

それから、どういう内容にする、私はやるんだったら徹底的にやって、特に平群町は少子化率も非常に低いですから、高齢化率は高いですけど、15歳未満の子どもの数はこの間一貫して言ってるように、三郷や斑鳩に比べて相当低

いですからね。その分析も含めてですね、その中で今平群町に住んでる子どもたちをどう支援していくのかって考えるわけですから、そこをきちんとやっていただきたいのと、どういう手順でいつまでにやって。それが終わらないとあれでしょう、あと対策協議会とつながっていかんわけだから。27年度の補正で上げたということは、28年度からすぐ対応したいということだと思っかね。その辺、これまでにやってる実績、2年間、不登校の子のことについてはやってきたと言いますが、その他の問題、きのうは生駒で大変な事件が起こってますけども、そういうことも踏まえてですね、具体的な取り組みをもうちょっと。ここでやるんだったら、その分析のところをコンサル任せにせずに、それこそ平群町の実情に合ったものにするようにですね、しっかりとやっていただきたい。その時点、どの時点になるかわかりませんが、そのまとも、ある程度中間集約でも構いませんが、まとまったっていうものをね、直近の議会なり、委員会なら文教厚生委員会になろうかと思いますが、そちらのほうに早く報告して、今後どういう対策をとるか。予算はこれでたとえ通ったとしてもですね、あとは全部お任せということじゃなくて、議会にはきっちり報告していただきたい。きょうこの一つだけの補正でこれだけ時間かかっているのは、それだけ議会の関心も高いということですので、その辺についてもどのように考えてるのか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、なぜ27年度補正で手を挙げたのかということでございます。これは平群町の子育て支援を、これまでもですね、不登校対策っていうのは平群町はかなり力を入れてきたところがございます。この土壌がありましたので、手を挙げるのができた。これがなかったら一から検討していかなければいけないっていうところがありますけども、まず不登校対策に取り組んできたという、この今までの実績に基づいて手を挙げたというところがございます。

それとあわせて、議員御指摘のように少子化率っていうところもございしますが、平群町の子育て支援を町全体としてどのように取り組んでいくかというのが大きな課題になってると思います。それは不登校対策だけで済ませる問題ではなくて、もっと大きな観点で考えていかなければいけない。それこそ実際、平群町のお子さんで貧困のお子さんがあるのかいないのか、そういった実態もきちっと把握して、どういった対策ができるのかっていうのを町全体で考えていく必要があるっていうふうには考えております。そういったところで、いつまでに実態把握をするのかっていうのは、できるだけ早い段階でっていうこと

なんですけども、遅くなれば協議会も遅くなりますし、全てが後手後手に回っていきますんで、夏までにはきちっと把握をしていきたいというふうに考えております。協議会のほうも早々に構成メンバー等も検討して立ち上げるように、できるだけスピード感を持って対応していきたいと、このように考えているところ です。

○議 長

馬本君。

○12番

今、今田課長ちょっと述べたように、一定の子育ての基礎があったから、補助申請のこういう今度が出たから、枠をとりに行ったと、これははっきり言うて財政厳しい平群町にとってはですよ、私は行政マンに対して褒めたらないかんとと思うで、これ。そうでなかったら、何でもかんでもとってきて、ここへ上げてきて、まあそれはいろんな質問やから、文句とかそういう問題じゃなしに、議論の場やからどんどんおっしゃってもいいけども、私は真剣に子育てについては、また不登校については、私は考えておった成果が奈良県下でうちの平群町だけやったということについて、平群町の担当課として誇りを持ってほしいなというふうに私は思いますんで、これからどんどんいろんなメニューを調査研究されてですよ、そのかわり一定、町単独自の一つの政策を先取りするような予算をとりながら、将来その事業に対してですよ、これは拡張すべき、これは補助メニューにのるということになったら、住民のため、子どもたちのためなら、補助申請にどんどんどんどん手を挙げていったら私はいいように思いますんで、この補助をとっていただいたことに対して私は感謝をここで述べときます。どんどん子育て等、不登校の問題、子どもの居場所、大変でございますんで、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、承認第4号については原案どおり承認することに決定いたしました。

3時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時17分)

再 開 (午後 3時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

観光産業課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。観光産業課長。

○観光産業課長

先ほどの森田議員の御質問にお答えします。

水力発電のできていない理由についてなんですけども、地元の千光寺のほうから、既存の水力発電設備があるんですけども、その水量調整が必要ということで申し出がありましたので、今回、地元のほうと協議しまして、今回は事業をもう一度再検討するっていうことで断念をしたような次第になってます。以上です。

○議 長

続きまして

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度平群町一般会計予算について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議長、恐れ入ります。承認第5号の説明の前にお諮り願いたいところがございます。本案件につきましては、去る3月臨時会におきまして上程をいたしました議案第28号と重複する内容がございますので、予算書歳入歳出の目以下の詳細の説明につきましては、変更事項について御説明申し上げるということによろしいでしょうか。

○議長

お諮りをいたします。

ただいま政策推進課長から申し出がありましたように、去る3月第2回臨時会で上程いたしました議案第28号と重複する内容であることから、予算書歳入歳出の目以下の詳細説明については、変更事項についてのみ説明することによろしいですか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、予算書歳入歳出の目以下の詳細説明については、変更事項のみ簡潔に説明を求めます。はい、政策推進課長。

○政策推進課長

申し出につきまして、御了解賜りましたことを御礼申し上げます。

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

1点ですけど、予算が否決されたということで、専決処分という形で骨格予算ということなのですが、暫定予算という選択肢もあったわけですが、骨格にした理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

暫定予算、骨格予算ということで、いずれの予算を選択をさせていただくかということで、随分そこは財政担当としても、また町長、副町長と協議を重ね

た上で迷ったところでございます。なぜ骨格予算なのかというところでございますが、基本的には仮に暫定予算というものを選択した場合なんですけども、基本的に暫定予算と申しますのは、一定、本予算成立までのつなぎ予算でございます。ということでございますので、一定の期間を定めておる、その間に必要な経費を計上しておるというものでございます。ですので、一定の期間というのがそこで一つのハードルになるのかなというふうな思いは持ったところでございます。

今回、骨格予算ということで計上させていただきましたのは、暫定予算と同じく、基本的には骨格予算でございますので、義務的な経費、必要な経費、また住民の皆様方の生活に影響が出ない経費ということで積み上げたところでございます。その中で特に通年的な予算ということでございますので、その中におきましては、いろいろ事務作業の中で管理経費でございますとか、そういうものにつきましてもなかなか暫定予算でありましたら、途中で年度をぶつ切りにしたような作業になってまいりますので、一定そういうこともなかなか切れ目のない行政をしていくに当たっては支障が出ることも考えられるということでございましたので、骨格予算ということでの通年予算、一年予算ということで計上をさせていただいたところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

この骨格予算ですけども、確認の意味で、これを否決しても、決算の認定と一緒に、法的拘束力はないんですね。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

あくまで179条の専決処分でございますので、これも仮にのお話でございますが、もしこの承認第5号につきまして承認いただけなかった場合につきましても、その専決処分については効力を有すると、無効にはならないというのが法令の解釈だというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

骨格予算、今度専決処分されたということやけど、ここに提案理由で、これから一つずつ骨格予算について削除された部分についてちょっとお聞きしま

す。2行目に、「法令等の定めのある費用について経費を中心とした」と、義務的経費。そこで、私はレターケースに入っておった、この今回いただいた28年度のこの資料と違って、こっちの前回レターケースに入れていただいた資料に基づいて、そっちの順番で言いますので。

仮置焼却灰処理、これは何で抜いたの。骨格予算に何で抜いたの。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の御質問でございます。

骨格予算でございますが、基本的に法令の概念といたしましては、特にどの予算を入れて、特にどの予算を抜くというのは基本的にはございません。一般的に言われてる部分でございますが、新規の施策等でありますとか、政策的な経費、また建設事業にかかわるような経費については削除して、いわゆる義務的な経費を中心に編成をするのが一つのやり方というふうなことが通例言われておるところでございます。

議員お述べになりました焼却灰の費用でございますが、確かに必要性というのは十分に理解をしております。その上で、28日に御提案を申し上げた予算書のほうには入っておるところでございます。ただ、先ほど申し上げました骨格予算の性格からしまして、普通建設事業的なものにつきましては削除するというのが通例でございますので、そういった観点から、今回については削除をしたというような経過でございます。

○議長

馬本君。

○12番

その認識が僕は納得せえへんで。例えばで言いますよ、赤信号渡りました。例えば信号無視しました。罰金来ます。拒否できますか。というのは、これは義務的経費やというふうに私は思いますよ。これ廃棄物処理法違反と言ってもええのちゃうの。新聞にどのように、数社の新聞、掲載されたんですか。その認識が、これは確かに町長は予算編成については骨格予算、町長の権限あります。しかし、議会はそれを承認するかしないかということのことです。この事業を抜いて、この事業は要る、それは町長が一定の職権はあるでしょう。認められてるわけでございます。地方自治法の定めにも骨格予算の定義はありませんが、これは新規事業といえども、罰金、車と言うたら信号無視、赤でしたら罰金何ぼというふうに来た以上は、これはわしは清掃法違反。それはいかにね、地元の方はもちろん、地域住民の方、この間も清掃センター運営審議会

ございましたけど、非常に不安の意見もございます。それと、行政は不法投棄してはだめですよという指導する立場にあるんじゃないですか。その行政が、私は今回入れられなかったことは憤りを、残念って言いませんよ、憤りを持っております。その認識は、ことにここ今後新たに、今度おそらく補正という問題出てくるでしょう。その点も認識持って、今回の抜かれたことについては憤りを持ってるということだけ言うときます。

それと次、2番目、これは前にもうた資料で言いますんで。駅周辺整備事業、これね、僕非常に今回、内示が来たということで私も聞いておりますが、この問題で一つ目の話言います。いろんな問題あるんですよ。今度、予算書にはね、6億数千万の、6億7,300万というふうに削除したということでございますが、実態は組合のほうから見ますと、15億2,600万です。これは何で平群町がかかわるか、この金額を私は言うかというたら、都市計画道路に係る分については交付金、これは組合が申請をされるわけでございますが、国が60%、県が20、町が20、負担金として予算計上されておるわけでございます。そこで28年度、その中には27年度で繰り越した1億4,000万も入ってるわけでございまして。何が言いたいかといったら28年度、もう今度で補助金はこんで最後でございます。そこで、15億2,600万、これ1年間で執行できますか。まず聞かせて、その点についても。おそらくこの件も補正を出していかなければならない。今回、骨格予算で抜かれたということは私は理解します。それは適化法第6条に基づいて、予算が通ってないから、法令的には交付金申請できないということで抜かれたわけでございます。これは正しいと思う。しかし、この中身について聞きたい。今度、将来出てくる問題やから、ここで改めて聞きたい。15億2,600万ですか、28年度で執行できますか、どうですか。

○議長
理事。

○理事

それでは、馬本議員のお答えをさせていただきます。

15億2,600万、おっしゃるとおりでございまして、これを28年で全て執行できるのかということになりますと、厳しい状況がございます。ただ、移転補償、移転の関係になりますと、若干期間も要りますので、繰り越しも必要かというふうには考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

あのね、何でこれ言うたかというたら、29年度へ一部繰り越しされる、明許繰り越しされるでしょう、それは15億何がしの金や。事故繰越はないんですよ、30年度の。それと、町長の公約である文化センター建設用地ですね、1万平米、この部分もかかってくるわけでございます。規模、時期については今後考えていくということはこの間おっしゃいました、議会でね。それは別として、用地を買収せねばならないわけや。これは待ったなしの対応じゃないですか。よって、僕の今後の一つの対応としてはね、町長、今の人事体制で、実質、臨時職員を増して3人の体制でございますが、この体制で果たして、その高額な組合執行にやっっていけるんかなと。聞いておられる方は、組合は平群町ちゃうやないかと、事業主体は組合やないかと、何で馬本議員そこまで言うねやという疑問視される方もあるでしょう。今までの経過を見てください。私がいろいろ調査した結果、平群町は大変大きなことにかかわってることが判明しております。ここで明言しときましょう。それは今ここであえて言いません。

というのは、29年度において執行できなかった未執行の分については、おそらく全部、国やとか県とかに返還せねばならない。後、組合員の方と平群町は知らない存せぬでは通らない、通れないというふうに思っております。僕が議員になったときに、この事業を始めたときに、これは市街地用地によるんやから、一定の補助要綱をつくりましょう。前も言いましたように、8,000万、9,000万といわれるお金、事業認可、それと組合認可をもらう、そのコンサル料、全部、町単で出した経緯がございます。これは市街地の区画整理事業やからということで、今鮮明に委員会で担当者がおっしゃったことを覚えております。よって、その今の体制でいけるのか。

それと今、用地、いろんな地元の地権者の方に対応する、いろんな協力してくださいということに非常に難しいのはようわかっています。今現状見ても、あいてるところはたくさんあります。事業においては、一つの線が見えなければ仕事できないというんじゃないしに、部分的にできるならば、部分的にしても支障はないという部分の工事方法も僕はあるんじゃないかなと思いますねけど、その2点についてどのように思っておられますか。

○ 議 長

理事。

○ 理 事

馬本議員からいただけてます2点について御答弁をさせていただきます。

まず、2点目の、言葉はお許しいただきたいんですが、できるところからいけるのかどうかということやと思います。これにつきましては、今おっしゃった

ように、できるところからの発注をしていくということで作業を進めていきたいというふうに考えます。

2点目の人的範囲ですけれども、組合のコンサルの量も確定をさせていただきます。あと、町の職員がどれだけ配置できるのかということでございますけれども、町の職員の役割ということもございまして、現体制で、人はそれは多くいれば、それだけの量のはかどるというもんですけれども、交渉事と設計業務とのボリュームの問題もございまして、現体制でいかにざるを得ないかなという理解をしております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

今ここで明らかになったように、組合が交渉事並びにそのハード面、ソフト面、また国・県の補助金申請、全部やってるような認識をお持ちの方もいたはると思う。実態は違うんですよ。誰が契約したと言いませんよ。実態は違うんですよ。そやから私は職員さん、ちょっとふやしたったらどうですか。工事は土建屋さんに発注かければやっていただけるもんやと思います。けれども、交渉事をね、一定の部分かかわってる、かかわってない分、コンサル、交渉事、一切してないじゃないですか。皆、それ知ってるのかいな、議会議員。情けない話や。ここで明らかにしとこう。今までせえへんかったけど。

僕こんなん言いたくないんですよ。これは何でやって言うたら、僕の個人的な意見やけども、予算が通らへんかったから憤りを感じてんねん、これ、正直な話。これね、適化法の6条に基づいてね、これ申請できないねん。内示は来てますねん。この内示、いつまでにせんあかんの。4月いっぱいなんですよ。4月いっぱい12億3,500万、まだ覚えてますよ。この補助金の基準の要求額が今月いっぱいに、県を通じて国へせねばならない。もしもこれが流れたら、大変な問題になりますよ。それはここに反対される方は予算反対されたんやから、それはいいですよ。僕の言いたいことは僕今言うてますからね。大変な事態が発生してるんで、これ。

そやから、15億のお金、これ来年、ことしと来年度2年で執行、絶対せねばならないんですよ。もう補助申請は終わったんですよ。あの事業については社会資本整備総合交付金の申請は、もう予算はこれで終わりですよ。そこら辺で交渉等いろんなことについてね、今の体制でいけますか。それはいつてほしいです。けども、理事の立場上、そこまででしょう。

そこで、きょうは組合の理事長お越しになっておられないから、町長にちょ

っとお聞きしますけども、今の体制で15億の金はこの2年間で執行できますか。自信ありますか。これ自信じゃなしに、せねばならないという平群町にとっては、この事業については絶壁じゃないけど、ほんまに後ろへ戻れないですよ、もう、そこへ来てるんですよ。大きな財政が絡むんですよ。小さい金額違うんですよ。その点、町長、今の体制で順調ようにいっていると。いってたら1億4,000万の繰越金は計上して、27年度要らない、繰り越しする必要ない。その点、町長、どう思います。

○議 長

町長。

○町 長

大切な国の補助金もいただきながらの事業でございます。繰り越しは1年限りでございますので、28年度、29年度末には全部使い切るということで、事業の完成を目指してまいりたいと。

体制につきましてはですね、御心配いただいているところでございますけども、今のところ、この体制で全部やり切るという覚悟で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

そこまで町長、ここで明言されたら、それで結構なんですよ。けれども、私はまだ29年度は議会議員で残っておるはずですよ、たしか。27、28、29、30までおりますよ。そこで不執行出たら、不用額出たらどないしまんのん。ということは私はここで警告を鳴らしたい。というのは、もしも不用額出て、今度、予算を不用額、不執行なった場合、これはもしもや、最悪、町単独事業として出さなければならぬようなことがあったら、大変なことになりますよということをきょうここで言うときます。担当者にとっては相手あることです、それはふやせ云々よりも、やっぱり体制。私は今の体制ではちょっと軟弱、今一生懸命やっただいてますけども、もっといろいろふやして、いろんなこの職員ふやしてやりたいなというのが私の考え方。土木もできたところからやっただきたいと、一定のね。一定の端から端まで、家立ち退いたから、それ一本通すんやと、これは基本的な問題かもわからへんけども、経費のもん、いろいろなもんも、工事費の経費、割高なる、ならない、これは別として、いろんな工事の政策を考えてください。担当理事にひとつ、担当理事って言うたらいかんけど、理事、ひとつお願いしたいなというふうに思っております。

それとね、この点は、悲しいことに予算が成立してなかったんで、適化法の内示は来ても、何%来たとは言いませんけど、知ってますけども、来ても、悲しいことに一般会計予算が通ってないから、申請もできない、交付の。ほんまに寂しいこと、残念なこと。というのは、15億残ってるから、一日も早く申請していただいて工事をしていただきたいなというのが私の気持ちです。その旨でお話ししていきます。

2点目ね、今度、道路橋梁費、これも問題なんですよ。これもね、町長、これ予算でね、いろいろ説明書でいただいた2億1,000万ですか、2億1,173万2,000円、これも問題。これも社会資本整備総合交付金の該当する事業もあります。けれども、しない事業もあります。そこでね、町長、例えばね、新設改良工事費って2,000万あんねん、よう覚えててや。この2,000万は何の金やというたら、野菊の里が10年前に地元対応として、これとこれとこれとさせてもらいますと、今、櫛原の北小の南側で県の工事やっておられますな。あれのつなぎですね、これ町単なんです。これ毎年どことなしやっておられる。これは継続事業と私は見ます。今度抜かれましたけど、この2,000万は。

それとね、維持管理補修費でね、これはね、町単工事とは違いますねけど、後で固めて言いますけども、維持補修工事、用地購入費、ここで社会資本整備総合交付金が出てくるんですよ。これも残念なことに予算否決されたために申請でけへん。もう内示来てるはずやねん。若葉台大橋改修及び歩道拡張工事1億1,700万、椿台と若葉台をつなぐ橋や。もう調査終わってんねん、この工事費や。これ、補助対象。

それとね、今度ね、用地購入費でね、西宮2丁目、これ9大字のほうから要望書がある。川原路線とかいう話聞いてます。これについての用地900万、これも社会資本整備総合交付金、これも申請でけへん。全部調べた。

○ 7 番

質問をしてください。

○ 1 2 番

何や。

○ 7 番

質問をしてください、質問。

○ 1 2 番

今、中身を一発で質問します。あなたに一々言われる必要ない。

○ 議 長

続けてください。

○ 1 2 番

これもそうなんですよ。何か私が質問して都合悪いんかいな、山口君。

○ 7 番

違うねん、議長に、簡潔に質問して……。

○ 1 2 番

簡潔違うでしょ。その事業事業の独自の中身の話してるでしょ。

○ 7 番

それはいいです。一つずつ質問してください。

○ 1 2 番

何で一つずつ。後でこれについて社会資本の補助事業についてどうですかっ
ていうことを言うねや。一々あなたに言われる筋合いない。議長は整理権や、
議長の権限。

○ 議 長

どうぞ、続けてください。

○ 1 2 番

それで、この西宮の9大字の自治会から、早くあの川原路線を拡張してほしい
ということを出てるこの900万も、これ予算のために交付申請でけへん、
今回。それと委託料、この委託料でね、今度1,300万。これね、老朽化し
てる橋あるんですよ。29の橋のね、この分も補助対象なんです。それとね、
先ほど専決処分の27年度の用地900万、これはね、平群駅北踏切からバイ
パスまでの間、その間の用地費、900万円ほど先ほど承認されました。今度
はこれについての詳細設計、これ500万。これも社会資本の整備総合交付金
の補助金つくんですよ。ここら辺をいろいろ見回すとね、これも残念なこと。

まず一つ、ほんならこれまとめて言いましょ。まず、野菊の里の約束、地
域地元対応の約束の町単独事業2,000万、年次計画持ってやってた事業は、
何で骨格予算から抜いたんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

馬本議員の御質問でございます。

骨格予算の概念というのは先ほど御答弁申し上げたところでございます。そ
ういった意味から、当然、継続性なり重要性というのは十分承知してるところ
でございますが、普通建設に類する事業ということですので、今回、骨格予算
の中から削除したというところでございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

これについてはね、ことしで約束事が終わりなんです、櫛原の方と地元対応はここで。野菊の里の開所に対する地域のね、櫛原の方とのですよ、ハード面においての、ソフト面も一部ありましたけど、集会所の改修もありましたけど、これは別として、これ終わりなんです、これ継続性なんですということだけ言うときます。大浦課長、それだけ言うときます。

ここにね、今度ね、あとは町単事業あんなねけど、これは何で抜いたんやていうところもあるんですよ。けれども、24年度から長寿命化の計画持ってるアスファルト、これも社会資本とかいろいろあるんですよ。これ見ますとね、非常に残念。さっきの駅前と、大変、まだ駅前よりこっちのほうがまだ期間がね。けれども、そこで聞きたい。これらの交付申請はいつまでにしやんなあかんの。

○ 議 長

理事。

○ 理 事

交付申請の時期でございます。4月2日付で内示のペーパーをいただいております。早着、いわゆる早期にする分については4月8日、これは断念をさせていただきました。おおむね1カ月が目安になっております。今月、4月末には申請できるように、作業は万全を期して待機をしているという状態です。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

先ほどの駅前もそやね、4月末でよろしいか。それも確認しときましょう。

○ 議 長

理事。

○ 理 事

駅の社会資本につきましては、一応4月末ということに段取りをしておるところでございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

これね、次ね、体育館の施設やねけど、プールのね、7月ごろ開所しはんのかな、プール開設っていうて開所やな。これも抜かれてんねけどね、これ実質6月議会あるやろうと、いろんなことを想定されて思っておられたんかどうか知らないけども、これもね、速やかな修理は要りますよ、プール開所する以上

は。あとはね、何も返事はいただきませんよ。今回抜かれたことについて残念などと言いますよ。それとね、防犯灯のLED化990万、これ住民のね、防犯、防災に対する対応、どう考えてんねやと。LED、あんだけ進めなさいって進めてきて、これもしも、犯罪防止のためにLED化すんねやろ。これも抜いたある、残念や。中学校大規模改修工事700万、これ和式のトイレを洋式にかえるんと違ったんちゃうの、これ補助金かな、これは。補助金やね、この事業はね。それは予算通らんなら申請でけへん。これがね、消防水利弱点地域解消事業、これちょっと聞きたい。あなたがみずから消防水利弱点地域やって指定しながら、何で抜くねん。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の御質問でございます。

この事業につきましても、今議員お述べのように、あくまでも消防、防災施設ということでございますので、その重要性につきましては十二分に認識しておるところでございますが、先ほど申しましたように、やはり骨格予算というところがございますので、そういった投資的な建設事業については一定の考え方を持ちまして削除をしたというところがございます。

○議長

馬本君。

○12番

投資的な観念ちゃうで、これは。消防法に基づいて、一定の150メートルかな、消防水利、円描くんかな。それについてここが弱点地域ですよということをもって、たしか消防法にあったな。そやから、それに基づいて年次計画を立てながら、消火栓つけたり、いろんなどころ対応しておられるやん。ましてこれ弱点地域や。そこら辺の地域の方が火災発生するとき、どないすんのよ、ほんなら。あなたたちはみずから認めながら、それをつけますって言いながら、抜く。これこそちよっとね、人道上クエスチョンですな。私思いますわ。これ町単100%でしょ、今のおっしゃった、私が言うたお金はね。

それとね、定住促進の交付金、ソフト事業やけど、これ6月スタートするやないかと、そやからそこまでええやないかということで抜かはんの、これはまあよろしいやろ。けれどもね、町単独事業で、人口の減防止対策をしましよってつくられた政策に対して、住民に対してね、イメージが悪い、こんなん抜いたらイメージ悪いと思う、私は。町単独の事業ではありませんか、独自の。それとね、これまたぐあい悪いねん、防犯カメラ。これは補助金来るわけやね。

これもまた予算通ってなかったらちょっとぐあい悪いやつでしょ。そういうことでしょ。だから、これあんまり言われへんけどもね。

そこでもう一つ、これは単独事業と思うよ、自治会集会所補助金、これどうですか。これ皆さん自治会の方が切望されて、ちょっと1年待って、2年待って。自治会から要望あって、やっと来たなというても、今度削除してんや。今、広報配っていただく、いろんなもんについて、行政の仕事に対して自治会の会長初め、自治会の方に御迷惑をかけておるわけや。しかしね、このぐらいはね、金額でやったら幾らですの、これ。103万1,000円ですか。こんなぐらいはね、言うて悪いけど、町単でつけるのが本意でっせ、骨格予算で。

そやからね、いろいろ見てますとね、いろんな部分ありますけども、これは県防災無線負担金、これは3月、来年度末に支払うたらええということやから、それはいろいろあると思うけども。けれどもね、私、今るる言うた町単、特に町単行為で緊急を要するやつ、これについてはね、やっぱりね、骨格予算から抜いてほしくなかった。それと、今度そこへ、骨格予算へ今度補正予算持っていかれると思うけども、大変な金が内示が来ながら、悲しいことに交付申請でき得ないちゅうことは非常に残念。これは議員同士の意見の相違。反対したから悪いとか賛成したからええとか私言うてません。私は個人的な意見や。これ、でき得ないということは現実や。まして新聞に載った、廃棄物処理法違反とも言われてるようなものを抜いてくるとは、何ちゅうことやの。誰や、環境整備せいと、住民に環境によいまちづくりをしましょうと言いながらや、それに対して憤り持たへんのかいな、ほかの議員さん。思うよ、俺は。何で私がここで声上げて言わんなん。

私がね、はっきり言うて、これは23年12月21日、ここで言います。森田議員が傍聴来てたんですよ、その日。私はちゃんと覚えてますよ。私は、そのとき森田議員は平群町の清掃センター運営審議会のメンバーじゃないんです。そのとき森田議員一人だけ傍聴お越しになってた。ということは、森田議員、そのときから知っておられたということや。そやからどやと言うてませんよ。文句あったら言うてください、後で。それは事実ちゃうて言うんやったら、事実ちゃうて言うてください。

というのはね、そんだけ皆憤りを、私は憤りを持って、骨格予算からその残灰の灰は抜けてたということはな、これ平群町大変なことやなと思うねん。新聞あんだけ載せられて、恥と思わへんのかいな。そこら辺、認識新たにしてほしいわ。きょう新聞社の方もお越しになってんのか、それはわかりませんよ。私ははっきり言うて、あの問題提起したの僕や。平成23年12月21日に僕が

提起したんです。今まで、その前に4,000トンの灰を処分しました。僕のミニコミ紙にも書きました。ずっと担当者に言うてました。にもかかわらず、フェニックスの余った分、よその市町村の余った分、自治体の余った分いただいて、フェニックスへ持っていったらどうですかでずっと言うてきました。残念ながら聞き入れてくれてなかった。それで僕は、14、15、16年度に4,000トン出してるんですよ。基準で600トンぐらい出る以外に、3年間で。そういう形でしてきましたけど、これから大変な金、町単100%で出るんですよ。これ大変ですよ。これは議会議員、誰でも一緒やと思うよ。そんな金使うなって思うんやったら手挙げてほしいわ。誰一人もその金は使う必要ないっていう者はおれへん。言うたらおかしい。使わなければならないという金やから。

町長、あと社会資本のね、これね、補助金ついた金についてはね、これは予算ね、一般会計通ってないから、適化法も申請でけへんねから、これはいたし方ないけども、けれども、今言うたように、町単でできる部分抜かれた、まして灰については抜かれた。これは反省してほしいですよ。町長、どうですか、そこら辺。

○議 長

はい、町長。

○町 長

先ほどから御答弁申し上げてますように、議会の否決がございます。骨格予算にのせるべきものと外すべきものということで、先ほどから一定整理して、課長が答弁してますように、灰につきまして投資的経費とは申しませんが、一般的に投資的経費につきましては削除させていただいたと。御指摘のように焼却灰につきましては、優先順位といいますか、平群町の義務として取り組まなければならない事業であるということには変わりございません。そのほかの事業につきましても、議員御指摘のとおり、どれ一つとして平群町のこれからのまちづくりにとって不要なものはございません。全て28年度に実施して取り組まなければならない事業ばかりでございます。そういう意味では、骨格予算になったということ自体がもう既に残念なことであるかなと思っております。

灰の処分につきまして、外したことにつきまして、議員の御指摘につきましては真摯に受けとめて、次の臨時議会で補正予算を可決いただきましてですね、遅滞なく処分、あるいはその他の事業につきましても進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

今ここに明らかになりましたね、町長。灰についての処分は義務的な行為やと。ということは、今回、義務的な行為をここへ骨格から抜いたよということを表示された。それはもうね、次は補正いつ、20日とかいろんな日は聞いてますけども、一定ね。そのときにおそらく補正出してこられるでしょう。それは8日間ぐらいの遅れかもわかりません。しかしや、しかし、これは議員全部出て、皆この議案が出てるわけや、説明書も。前もっていただいたことも、これもあるわけや、レターケースに入れた分もね。

そやからね、町長、義務的経費やったら義務的経費でね、今後でっせ、こういうことあったら、こんなんもう骨格予算とかそういう当初予算ないと思いますけれども、今後、予算計上するにおいても、補正予算をいろいろ計上するに至っても、やっぱりそこは町長は予算の編成権、予算の一定の見積もりでございまして、ひとつそこをようこれから吟味してね、ここでも一般財源の対応でも、何年計画でやるやつ、継続事業もあります。けれども、それは補助申請してない事業もあります。それも補助申請せねばならない事業、これはいたし方ないと言うてるわけでございます。そこら辺ひとつ、今度20日かそこら辺とか、ちょっとこれは確定ではないみたいですけども、ちらっと聞いてますけども、次の臨時議会にひとつよろしくお願ひしたいなということをやります。それで結構です。

○議 長

窪君。

○10番

まず、新年度予算が否決されてね、大切な事業がたくさん削除した骨格予算としなければならなかったことは、住民の皆さんの生活に大きな影響を与えることと、本当に残念でなりません。まずそのことは申し述べさせていただきます。1点だけわかり切ったことですが、確認をさせていただきたいと思ひます。

子ども医療費の件でございますが、3月28日、修正案として高校3年生修了までの子ども医療費を追加で計上していただきましたが、それも否決となりました。今度の骨格予算にはその子ども医療費、高校3年生の分は入ってると思ひますが、きっちりと御答弁お願ひしたいと思ひます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の御質問でございます。

過般の議会のほうで条例改正をさせていただきました子ども医療費の年齢引き上げの分でございます。骨格予算におきましては、その経費も含めて計上いたしております。

○議 長

窪君。

○10番

住民の方から、どなたのチラシかわかりませんが、予算が計上されていないというふうに、あるのかなというふうな、そういう内容のチラシがばらまかれて、私は見ていないんですけども、そういう意味で御確認をさせていただきました。

○議 長

山口君。

○7番

今、予算が通らなかったことでいろいろ不都合が生じる、そのとおりなんでしょう。そこで一つだけ聞きますけども、今回こういう事態に至った責任というのは一体どこにあるというふうに理事者の方々は考えておられるのでしょうか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

町政は二元代表制でございますので、私の立場からですね、否決の原因について、どちらが悪いとかいいとかいうことはなかなか申し上げにくいことあります。この問題につきましては、最終的には住民の皆さんがどういうふうに判断されるかということになるかというふうに思います。私の立場から、どちらが悪いというようなことはなかなか申し上げにくいということを申し上げておきます。

○議 長

山口君。

○7番

経過を見れば、私は明らかだと思うんですけどもね。

先ほどからいろいろ、本来今年度にやらなければならない事業が遅れるとか、国に出さないといけない、提出すべき書類がですね、今のままだと出せない。そのとおりなんでしょう。

修正案は一旦通ったんですよね。町長がそれに対して再議をかけられた。もちろんそれは別に何も悪いことではないです。ということは、もう否決されてもいいという判断をされたわけですから、その時点で私はある意味、骨格予算または暫定予算にせざるを得ない状況ってできると思う。そういう意味ではね、今の町長の答弁はちょっと納得いかない。普通に考えればですね、この経過を考えれば、当然、理事者側が最終的にそういう選択をされたわけじゃないですか。そこはね、町長、やっぱりね、真摯に私は受けとめていただきたい。

何かね、町長提案のやつを反対して否決になったことが全てのように思われてますが、修正案は一旦可決してるんですよ。その修正案には、先ほどから馬本議員からいろいろ具体的に質問がありました、そういう内容も全部全て含まれてるわけじゃないですか。それも含めて修正案は可決したんです、一旦ね。すぐに再議でしたから、その日のうちに結局3分の2には足りませんから否決になりました。やっぱり、私はそこをしっかりとね、理事者側の方々にも考えていただきたい。町長の今の答弁は、修正せいとは言いませんが、私個人としては長としての答弁ではなかったんじゃないかなというふうに思いましたので、そのことは意見として言わせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決定いたしました。

午後6時まで時間延長いたします。

続きまして

日程第8 議案第29号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第29号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山田君。

○8番

学童保育無料については、先ほどからも修正案という話も出てましたように、先の3月28日に学童保育無料化ということで修正案が提出されて、それが可決されたわけですけど、その後、再議になったわけです。

今回、その学童保育については、無料化というまではいきませんが、一定、平成19年度に新財政健全化計画の中で保護者負担をふやすということで設定された学童保育料について見直しをされるという議案になるわけですが、この中で町長が一步、私としては踏み出されたということで一定の評価をしたいと思うんですけども、質疑としてはですね、一定負担金額が下がる、4,000円が3,000円になるということで、当初のもともとの条例の中の歳入に対してですね、一定金額下がった後の28年度としての歳入減はどれぐらいになるのか。

それともう1点、近隣7町と隣接の生駒市で、以前にも質問があつて答弁をされてるんですが、学童保育料としてね、保護者の側から見たときに、この平群町の一定の負担、学童保育料に対してですね、同等レベルの町村または平群町よりも、保護者から見たときに負担料が低い、7カ町及び生駒市の中でそういう自治体があれば、端的にわかりやすく答弁いただきたい。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、歳入減がどの程度になるかという御質問、1点目です。

今現在4,000円、3,000円、2,000円ということで、先般のところでも予算審議の中でもありましたけども、556万8,000円の保護者負担金となります。これが保育料3,000円、2,000円、ゼロ円ということになりますと、410万4,000円というふうに算出されます。したがって、その差額は146万程度の差額ということに、保護者負担金の収入減になるということです。

それから、近隣7町及び生駒市等々も含めての保育料についての状況ですけども、今現在は平群町、4,000円ということの基本にしています。それより低いところにつきましては、3,000円というのが上牧町、王寺町、それから河合町ということで、北葛のほうでは3,000円。ただし、サービス内容が違いますんで一概には言えないかなというふうに思いますけども、基本保育料につきましては3,000円というのが一番安いというふうな設定になっています。

以上です。

○議長

山田君。

○8番

歳入としては146万円、歳入が少なくなる。保育料については、近隣町でも3,000円が一番安いというか、少ないところであって、平群町は第2子が2,000円と第3子が無料ということで、一定今の時点では、これが可決されると平群町が一番、保護者から見たときの負担が少ないのかなという感じはとられます。そういった意味で、平群町、大変人口も減ってるという、人口の減少率も高いということで、いろんな特色というものを出して、定住化の促進をしていかなければならないという時代、町長は今回こういった条例改正に踏み切られたということで一定理解し、評価もしたい。ただ、無料化等も含めてですね、今後検討いただきたいということを期待というんですか、お願いはおかしいんで、お願いというよりも、そういうことを期待したいというふうに思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

7カ町のいろんな対応、サービスとかいろんな部分で見ますと、そら今のところ王寺町が、一応負担については僕はトップじゃないかなと、保護者負担については軽減されてるところがトップが王寺町やなど。しかし、平日のサービス、

王寺町は6時までお預かりになる。平群町は午後7時半までですね。この平日のサービス、ましてこれに対する費用もかかるし、職員さんの費用もかかるし、それと利用されてる住民にとって、会社とかいろんなどこへ行っておられる方、パートへ行っておられる方もいろいろおいでになります。それと病欠の家庭とか、そういうこともございます。安心して会社のほうへ勤められる、この時間が7時半。今まで7カ町、これ見ますと、7時半ってどこもないんですよ。早いところで5時あるんですよ。それと、1年生から4年生で終わりとかね、該当するのがね。平群町は1年から6年生まで。僕は平群町はね、基本的に先端行ってるんじゃないかなというふうに思います、負担は別としてね。今度、3,000円になります。けれども、2市3町は無料のともありますけども、それ言ったらいろんなどこも出てきますけども、最終的には保護者としては、長い間預かっていただける、これが僕は一番、いろんな保護者がお勤めになったって、いろんな雇用主との話ができるし、いろんな対応ができると。

今度、町長、4,000円を3,000円にされたと、2,000円にされて、3子は無料やということで条例改正案を出されたことには、私はなかなか評価しますよ。しかし、財政は厳しいです。そのかわり、平群町は胸張って、私は7カ町、生駒もまぜて言ってほしいのは、7時半まで預かりますよということは、私は胸張って議員として誇れると思う。これも長い歴史あって、山口君よう言うてるように、その当時、子ども預けたとか、いろんなことで先輩議員の御努力があって、今の学童保育がここまでいったなというふうにも私は一定の評価もしてますので、よう町長、踏み切られたなということで、私の意見だけ言うときます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

一言だけ言って、条例改正案には賛成したいと思います。

まず、今回の条例の説明でもありましたように、平群町の人口減が非常に激しいということで、若い子育て世帯を定住または転入を促進する施策、その一つということでありますけれども、この問題では多くの自治体が知恵を絞って

ですね、さまざまな取り組みをされてるんです。よく西和7町で比べられますが、それぞれ通勤の場合、ほとんどの人が行ってる大阪市内への通勤のアクセスっていう点で言えば、平群町は余り恵まれていないほうに入るわけですね。そういうところでは当然、ほかの自治体がやってないことでインパクトのある、また若い世帯がですね、行きたくなる施策として、3月28日の臨時議会でも森田議員から提案ありましたように、無料にするというね、これは非常にインパクトがあって。これも何回も言ってますが、私の子どもがまだ小さいときには無料でしたし、そのことで同じ学年の子どもたち、同級生何人かいますが、親に聞くと、そのお父さん、お母さんに聞くと、平群町が一番進んでたから来たという人を何人も聞いてます。

そういう点から言えばね、本当なら思い切って500万、数百万、確かに小さい金額ではないかもしれませんが、それぐらいはやってほしかったなという思いは強くあります。しかし、その第一歩と今回受けとめてですね、町長には今後できるだけ、この問題だけじゃないですけども、定住施策を図る場合にその点の考慮をしっかりと考えていただいてやっていただくことをですね、これも強く希望して、本条例改正案には賛成いたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第29号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

長時間にわたりまして御審議賜り、全ての案件につきまして承認、可決いただきまして、本当にありがとうございます。

平群町は子育てで、近隣では今までもナンバーワンというふうに思っておりますけども、きょうの議決によりましてですね、どこからも何の異議もなく近隣ではナンバーワンの子育て支援の充実した町になるということは間違いないことであろうかと思っております。

これをですね、当然、町も一生懸命、町民の皆さん、あるいはまた町外の皆さんにもPRしていきたいと思いますが、どうぞ議員の皆様もですね、一緒になって盛り上げていただきますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成28年平群町議会第3回臨時会を閉会いたします。
御苦労さんでした。

(ブー)

閉 会 (午後 4時42分)